

富山市老人クラブ連合会女性部会要綱新旧対象表

新	旧
<p>富山市老人クラブ連合会女性部会要綱</p> <p>(趣 旨) 第1条 この要綱は、富山市老人クラブ連合会会則第14条に基づき、女性部会活動に必要な事項を定める</p> <p>(名称及び位置) 第2条 (略)</p> <p>(組 織) 第3条 (略)</p> <p>(職 務) 第4条 (略)</p> <p>(役 員) 第5条 (略)</p> <p>(役員を選出) 第6条 役員を選出は、別に定める「選出基準」により選出する。</p> <p>(役員選任) 第7条 (略)</p> <p>(役員を選出) 第8条 (略)</p> <p>(役員の任期) 第9条 役員任期は、富山市老人クラブ連合会会則第9条の例による。</p> <p>(幹事会) 第10条 (略)</p> <p>(細 則) 第11条 (略)</p> <p>附 則</p>	<p>富山市老人クラブ連合会女性部会要綱</p> <p>(趣 旨) 第1条 この要綱は、富山市老人クラブ連合会会則第13条に基づき、女性部会活動に必要な事項を定める</p> <p>(名称及び位置) 第2条 (略)</p> <p>(組 織) 第3条 (略)</p> <p>(職 務) 第4条 (略)</p> <p>(役 員) 第5条 (略)</p> <p>(役員選任) 第6条 (略)</p> <p>(役員を選出) 第7条 (略)</p> <p>(役員の任期) 第8条 役員任期は、富山市老人クラブ連合会会則第8条の例による。</p> <p>(幹事会) 第9条 (略)</p> <p>(細 則) 第10条 (略)</p> <p>附 則</p>

1 (略)

2 (略)

3 この要綱は、令和4年5月30日から施行する。

1 (略)

2 (略)